特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	生活保護に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和8年2月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	・生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ①生活保護の実施に関する事務 ②生活保護の申請の受理、事実についての審査及びその申請に対する応答 ③職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務 ④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 ⑥進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 上記②～④については、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務である。
③システムの名称	（システム標準化前） 生活保護システム（ふれあい）、住民情報システム、ふれあい番号制度連携ユニット、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー （システム標準化後） 生活保護システム（ふれあい）、住民情報システム、ふれあい番号制度連携ユニット、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー、住登外者宛名番号管理機能

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護受給者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表の23の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 （独自利用事務） ・番号法第9条第2項 ・弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例第4条第1項　別表第1の9の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち「生活保護関係情報」が含まれる項 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 【情報照会】 42、43の項 ・番号法第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課

①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課　法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX　0172-35-7956

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	弘前市役所 福祉部 生活福祉課 医療福祉係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1114 FAX　0172-35-9040

9. 規則第9条第2項の適用　[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年11月26日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年11月26日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者及び被保護者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、特定個人情報を含む書類は施錠できる書類棚で保管している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	中間サーバーシステムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧、利用が可能となるようアクセス制限を実施している。人事異動毎にアクセス権限名簿を更新することで担当していない業務に関する特定個人情報は閲覧、利用ができない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	評価実施機関における担当部署　所属長	生活福祉課長　境　浩司	生活福祉課長	事後	
令和1年6月26日	特定個人情報の請求先	弘前市役所 経営戦略部 法務契約課 文書・法規担当	弘前市役所 企画部 法務文書課　法務文書係 〒036-8551	事後	
令和1年6月26日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ　連絡	弘前市役所 健康福祉部 生活福祉課 医療福祉係	弘前市役所 福祉部 生活福祉課 医療福祉係 〒036-8551	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目　時点日	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和3年3月11日	Ⅰ－1－③システム名称	生活保護システム、福祉総合システム、住民情報システム	生活保護システム、福祉総合システム、住民情報システム、中間サーバ	事後	
令和3年3月11日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	1.番号法第19条第7号及び別表第二 【情報提供】	事後	
令和3年3月11日	Ⅱ－1、2　時点日	平成31年4月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年12月20日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	1.番号法第19条第7号及び別表第二 【情報提供】	1.番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ－1、2　時点日	令和3年1月1日　時点	令和3年11月1日　時点	事前	
令和5年2月17日	Ⅰ－1－②　事務の概要	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付	事後	
令和5年2月17日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	1.番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】	1.番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】	事後	
令和5年2月17日	Ⅱ－1、2　時点日	令和3年11月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和6年3月11日	Ⅰ－1－②　事務の概要	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付	・生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付	事前	事務追加に伴う修正
令和6年3月11日	Ⅰ－1－③　システムの名称	生活保護システム、福祉総合システム、住民情報システム、中間サーバー	生活保護システム、住民情報システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け	事前	事務追加に伴う修正
令和6年3月11日	Ⅰ－2　特定個人情報ファイル名	生活保護被保護者ファイル、住民情報ファイル、税・事業関係ファイル、介護保険受給者ファ	生活保護受給者ファイル	事後	定期見直しによる修正
令和6年3月11日	Ⅰ－3　法令上の根拠	・番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表一の15の項	・番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表一の15の項	事前	条例改正に伴う修正
令和6年3月11日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	1.番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】	1.番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】	事前	条例改正に伴う修正
令和6年3月11日	Ⅱ－1、2　時点日	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和6年3月11日	Ⅳ－4　特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【〇】委託しない （リスク対策）記載なし	【　】委託しない （リスク対策）【十分である】	事前	法改正に伴う修正
令和7年3月4日	Ⅰ－1－②　事務の概要	・生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付	・生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付	事後	
令和7年3月4日	Ⅰ－3　法令上の根拠	・番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表一の15の項	・番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表の23の項	事後	
令和7年3月4日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	1.番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年3月4日	Ⅱ－1、2　時点日	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	時点修正
令和7年3月4日	Ⅳ－8人手を介在させる作業		記載のとおり	事後	
令和7年3月4日	Ⅳ－11最も優先度が高いと考えられる対策		記載のとおり	事後	
令和8年2月20日	Ⅰ－1－③システム名称	生活保護システム、住民情報システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー	（システム標準化前） 生活保護システム（ふれあい）、住民情報システム、ふれあい番号制度連携ユニット、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー （システム標準化後） 生活保護システム（ふれあい）、住民情報システム、ふれあい番号制度連携ユニット、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー、住登外者宛名番号管理機能	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ－1、2　時点日	令和6年11月1日　時点	令和7年11月26日　時点	事後	時点修正